

京都市立西総合支援学校

新型コロナウィルス感染症基本対策

本校では以下の対策を講じ、

児童生徒及び教職員の健康管理と感染拡大防止に努めます。

- ★ 「毎朝」をはじめ、丁寧な健康観察の実施
- ★ 授業中や登下校時のマスク着用
- ★ 登校時や休憩時間、給食前等のこまめな手洗いの徹底
- ★多くの子どもたちが手を触れる部分の毎日の消毒徹底
- ★席配置の工夫、換気の徹底、活動内容の精選等、
「3密」（密閉・密集・密接）の回避

令和3年4月
(保護者配布版)

登校時について

- ご家庭で前日及び当日の朝に発熱等の風邪症状がある場合は、自宅休養をお願いします。
- 「健康観察票」を活用した健康管理を行います。ご家庭でも、朝夕のお子さんの体温測定にご協力ください。学校でも登校時、給食前、下校前に検温を行います。
- 登校時に健康観察票に記載がない場合や、登校時の検温で発熱等の症状が見られる場合は、検温等を実施し、経過観察を行います。お子さんに発熱等があれば、お迎えをお願いしますので、ご協力ください。

スクールバス・通学について

- 乗車率80%を超える号車については、過密を避けるため、一部の児童生徒がマイクロバスを利用し登校して乗車率を下げます。
- 上部の窓を開けて、換気扇を回し、換気を行うようにします。
- バス内にアルコール消毒液を配備します。
- 玄関付近での密集を避けるため、スクールバスや放課後等ディサービスの乗降を分散して行います。

教室環境の整備について

- 教室等の換気をこまめに行います。教室の対角線上の窓を常に開け、時間を決めて、窓や扉をより広く開けて換気を行います。（空調使用時も同様）
- 座席等は可能な限り間隔を空けて、児童生徒同士の身体的距離を確保します。
- 更衣室の使用については、密集を避けるために時間差で使用します。

手洗い・消毒の徹底について

- 登校後、活動後、給食の前後、トイレの後、下校前など、こまめに手洗いを行います。手洗いは、流水と石けんで30秒程度かけて丁寧に行うよう指導します。共用による感染を防ぐため、手を拭くタオルやハンカチ等を必ず持参させてください。
- 子どもたちは、文部科学省からの通知に基づき、流水と石けんによる手洗いを基本とします。登下校時や活動の前後などには、適宜、アルコールで手指消毒を行います。
(手指消毒は、皮膚の炎症に注意しながら行います。石鹼で充分に洗い、流水で30秒流すことで概ね除菌が可能だとされていますので、肌の弱い児童生徒は、手洗いで対応します。)
- 多くの児童生徒等が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ、共用する教材・教具等）は、水拭き、または次亜塩素酸ナトリウム（0.05%～0.1%）又は消毒用エタノールによる消毒を、毎日行います。図書館の本等、学習で使用した教材・教具は使い回しをせず、使用後に消毒を行います。
- 教室等のごみ箱は、毎日空にし、衛生環境を整えます。
- 車いすや補助用具の清潔を保ちます。
- 教職員は、活動前後の手洗いや消毒を行います。

授業等について

- 教室や特別教室では、密集を避けるため、活動人数の目安を設けたり、授業内容を工夫したりしながら取り組んでいきます。
- 訪問教育では、教職員がマスク、手洗いや消毒等を徹底した上で、訪問させていただきます。
- 生徒会活動は、必要に応じて感染予防に気をつけながら行います。
- 音楽的な活動については、少人数や広い場所での実施などの学習環境に配慮し、密接や対面での歌唱を控える等の活動内容の選定を行います。
- 調理実習については、簡単な調理も含め当面の間、実施しません。
- ランニングについては、密集・密接を避け、マスクを外した上で、個々の課題に応じて実施します。
- 修学旅行・宿泊学習等については、実施時期を検討し、何とか実施できる方向で検討を進めています。
- 交通機関利用や飲食を伴う校外学習については、感染リスクを下げるという考え方のもと、当面の間、実施しません。徒歩による近隣の公園等での学習は、手洗いや消毒を徹底し実施します。
- その他、様々な取組についても、実施の必要性を十分に検討し、適宜見直しか中止を検討して連絡させていただきます。

身体の学習について

- 担当教職員は、マスクを着用し、実施前に、マット・使用する補助用具・本人及び児童生徒の手指を消毒します。教室の換気も行います。
- マットの間隔を空けるなど、密集した状態にならないようにします。
- 一人の担当者が複数の児童生徒を支援する場合は、その都度手指消毒をします。
- 実施後は、マットや使用する補助用具、児童生徒と教職員の手指を消毒します。

給食について

- 食事の前には、石鹼による手洗いや手指の消毒をします。
- 給食の配膳・後片付け等は、職員で行なっています。
- 飛沫が飛ばないよう、給食は向かい合せでの会食はせず、会話を控えるよう指導します。
- 摂食介助や歯磨き介助時には、マスク使用の上、簡易フェイスシールドを着用します。
- 児童生徒のマスクは、喫食直前に外します。
- 教職員が食事をする際は、児童生徒との距離を確保するとともに、マスクを外した状態で空間を共有することを避けます。
- 自分で歯磨きができる児童生徒は、歯磨き後手洗いと消毒をします。

感染予防に関する学習について

- できるだけマスクを着用できるように練習します。
- 個々の課題に応じて、「人との距離の取り方」、「手洗い・うがいの大切さ」、「感染症予防」、「新型コロナウイルス感染症対策」などの学習を、教材の工夫を図りながら行います。

教職員の感染予防について

- 教職員は、出勤前に検温等の健康観察を行い「健康観察票」に記録しています。本人または同居の親族等に体調不良や鼻水等の風邪症状が見られる場合は、出勤を見合せます。
- 公共交通機関で通勤する教職員は、指導支援に支障のない範囲で時差出勤を行います。
- マスクの着用や手洗いをこまめに行い、体調管理に気をつけます。
- 職員室は、常に換気を行います。研修や会議等で、大勢の教職員が集まることは避けます。

体調不良者の対応について

- ご家庭で前日及び当日の朝に発熱等の風邪症状（発熱・鼻水・咳・下痢等）がある場合は、自宅休養をお願いします。
- 37.0～37.4度の場合は、生活学習室和室で待機します。約30分ごとに経過を観察し、解熱していれば通常の学習活動に参加します。
- 37.5度以上の場合は、生活学習室和室で待機し、ご家庭へお迎えをお願いしますのでご協力ください。
- 体調不良や鼻水等の風邪症状が見られる場合は、経過観察しながら1時間ごとに検温します。状況により、ご家庭へお迎えをお願いしますのでご協力ください。

以上は、状況を見ながら、対応を変更していくこともあると思います。児童生徒と教職員が、安心・安全に学校生活を送れますよう、ご理解・ご協力をよろしくお願ひいたします。